

# 日本トマトソムリエ協会規約

## 第一章 総則

- 第1条 名称 本協会は、日本トマトソムリエ協会と称する。
- 第2条 目的 本協会は、トマトの地位向上と魅力発信を目的とする。
- 第3条 活動 本協会は、以下の活動を行う。  
・トマト生産の振興、普及。  
・トマト生産者の大会の開催。  
・家庭菜園でのトマトの栽培の普及。  
・農業教育の推進。  
・その他、協会の目的達成に必要な活動。

## 第二章 会員

- 第4条 入会 本協会に入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得ることとする。
- 第5条 退会 本協会からの退会を希望する者は、退会届を会長に提出することとする。
- 第6条 会員資格の停止 会員が次の事項に該当する時、会員としての資格を失う。  
・本協会の名誉を著しく傷つけた時。  
・本協会の運営に協力しない時、または妨げる時。  
・規約に違反した時。

2 前項の会員資格の停止に関して、理事会の決定事項とする。

## 第三章 会議

- 第7条 会議 本協会に以下の会議をおく。  
・理事会  
・総会
- 第8条 理事会 本協会の理事会は、理事をもって構成する。ただし、監査役をのぞく。
- 第9条 総会 本協会の総会は、必要のある時に理事会の決定により開催するものとする。
- 第10条 役員 本協会に以下の役員をおく。  
・理事長  
・副理事長  
・監査役
- 第11条 役員の選任 役員の選任は、理事から立候補及び推薦された者の中から理事会において選出する。
- 第12条 理事の選任 理事の選任は、協会員から立候補及び推薦された者の中から理事会において選出する。
- 第13条 解任 役員・理事は、理事会の議決により解任することができる。
- 第14条 細則 本規約施行に必要な細則は、理事会が定める。
- 付則 本規約は、2021年2月10日からこれを施行する。